横須賀地域小児等在宅医療連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 横須賀地域で小児等の在宅医療を支える体制の構築を図るため、「横須賀地域小児等 在宅医療連絡会議」(以下「連絡会議」という)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。
- (1) 横須賀地域における小児等在宅医療(医療的ケア児に関することを含む)の取組みに対する課題の抽出と対応策の協議
- (2) その他小児等在宅医療(医療的ケア児に関することを含む)の課題に関する協議

(委員)

- 第3条 連絡会議は、委員20人以内で構成する。
- 2 委員は、次に掲げる者の中から、選定する。
- (1) 医療・保健分野の立場にある者
- (2) 福祉分野の立場にある者
- (3) 教育分野の立場にある者
- (4) 在宅医療を必要とする小児等(医療的ケア児を含む)への専門的な支援に携わる者
- 3 委員の任期は平成32年3月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の 任期は前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。

(座長)

- 第4条 連絡会議に座長を置く。
- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、会務を総理し、連絡会議を代表する。
- 4 座長に事故あるときは、座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 連絡会議は、座長が招集し、その議長となる。
- 2 座長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、神奈川県健康医療局保健医療部医療課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に必要な事項は座長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年6月5日から施行する。

この要綱は、平成30年8月27日から施行する。